

令和2年 第8回

# 農業委員会総会議事録

令和2年8月25日(火) 開催

多摩市農業委員会

令和2年8月25日午後2時、多摩市役所第一委員会室において、令和2年第8回多摩市農業委員会総会が招集された。

出席委員は次のとおりであった。

1番 萩原弘委員、 2番 柚木実委員、 3番 萩原重治委員、 5番 新倉隆委員、  
6番 大松誠二委員、 8番 伊藤忠男委員、 10番 澤登早苗委員、  
11番 増田実生委員、 12番 武内好恵委員、 13番 小暮和幸委員、 14番 青木幸子委員、  
15番 小島豊委員

出席した事務局職員は次のとおりであった。

事務局長 渡邊哲也 農地係長 沖迫達矢 書記 小形達也

定刻午後2時に総会を開会した。

議長(会長 小暮和幸)

「定刻になりましたので、只今から、令和2年第8回多摩市農業委員会総会を開会いたします。」

議長(会長 小暮和幸)

「本日は、7番 相澤孝一委員から、欠席するとの報告を受けております。

また、10番 澤登早苗委員が遅れており、現在の出席委員数は、11名であります。

定足数に達しておりますので、ただちに会議を開きます。」

議長(会長 小暮和幸)

本日の議事日程は、次のとおりです。

日程第1、第2号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書の交付について

日程第2、第3号議案 農業委員会委員の辞任について

日程第3、第17号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

日程第4、第18号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

日程第5、第19号報告 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

日程第6、第20号報告 相続税納税猶予の継続届に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明書の交付について

議長(会長 小暮和幸)

議事に先立ち、多摩市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、委員に諮って、議長指名により、議事録署名委員に次の者を指名した。

5番 新倉隆 委員、6番 大松誠二 委員を指名します。

議長(会長 小暮和幸)

「それでは、議事に入ります。

日程第1、第2号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書の交付についてを議題といたします。

事務局に朗読と説明を求めます。」

書記(小形)

第2号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書の交付(乞田地区 1件)についてを朗読し説明した

議長(会長 小暮和幸)

「事務局の説明が終わりました。本件に関して、質疑はございませんか？」

委員(8番 伊藤忠男)

「自宅近くの農地であり、死亡事由によるものであるが、後継者は農業は継続しないものと伺っている。」

職務代理人(3番 萩原重治)

「伝え聞くところによると、農業を継ぐという話も聞いたのだが、どうか？」

委員(8番 伊藤忠男)

「農業の継続を勧めたことがあるが、勤め人のため難しいとの回答を得ていた。以前は土・日曜日に後継者が手伝っていたこともあった。」

10番 澤登早苗委員入室

議長(会長 小暮和幸)

「本件に関して、他に質疑はございませんか？」

「質疑なし」の声あり

議長(会長 小暮和幸)

「質疑なしと認め、質疑を終了します。  
お諮りいたします。本件を可とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。」

挙手全員

議長(会長 小暮和幸)

「挙手全員であります。よって本件は可決されました。」

議長(会長 小暮和幸)

「次に、日程第2、第3号議案 多摩市農業委員会委員の辞任についてを議題といたします。  
事務局に、朗読と説明を求めます。」

農地係長(沖迫)

第3号議案 多摩市農業委員会委員の辞任について、辞任願を用い、本人との聞き取り調査の

結果及び今後の推移を含めて経緯を説明した。

議長(会長 小暮和幸)

「事務局の説明が終わりました。本件に関して、質疑はございませんか？」

職務代理者(3番 萩原重治)

「体調不良が辞任の理由であるが、農地の維持管理は可能なのか？」

農地係長(沖迫)

「家の近くにある農地が大半であり、緊急時には対応できるため維持管理は可能であるとの話を伺っている。」

事務局長(渡邊)

「体調不良により、農業委員としての活動時間に制約が生じてしまうということが、辞任の一番の事由であるということを伺っている。」

農地係長(沖迫)

「つい先日、辞任する委員にお会いしたときも、農作業の実際は親族に任せているように見受けられた。」

委員(15番 小島豊)

「非常に残念なお話であるが、熟考されたうえでの判断であると思われるので、致し方ないと受け止めざるをえない。」

委員(8番 伊藤忠男)

「辞任委員は3期目であったか？」

委員(5番 新倉隆)

「3期目であったと記憶しているが、問題としては、辞任委員が担当していた馬引沢・諏訪地域を今後引き継いで担当できる体制にできるかどうかだと思われる。」

農地係長(沖迫)

「補充に関しては推薦及び公募受付によるものとなる。9月20日号の広報で周知する予定となっている。」

議長(会長 小暮和幸)

「農業委員会の考えを言わせてもらえば、補充される委員は、辞任委員の担当していた地域に詳しい人物が選出されることが望ましい。推薦と公募による受付であることは制度上のことなので、これに従って進めていくことについては異論をはさむ余地がない。本件が可決された場合、辞任委員の任期はいつまでになるのか？」

農地係長(沖迫)

「今後、市長に決裁を仰ぐことになるが、予定では8月31日までとなる。」

議長(会長 小暮和幸)

「補充がなされるまでの間、辞任委員が担当していた地域を受け持つ委員を確保せねばならない。同一地区を複数で担当している委員の中から、馬引沢・諏訪地区を兼務することになるが、どなたか受け持っていただけないか、この場を借りて提案したいが、いかがか？」

職務代理人(3番 萩原重治)

「連光寺東部地区は複数で担当しているため、自分が受け持つこととしたい。馬引沢・諏訪地区については連光寺の隣にあたるため、大体の農地については知っている。よろしく願いたい。」

議長(会長 小暮和幸)

「それでは、委員補充がなされるまでの間、馬引沢・諏訪地区を職務代理人に担当していただくということよろしいか？」

「異議なし」の声あり

議長(会長 小暮和幸)

「それでは、職務代理人におかれては、兼務となりますが、よろしくお願いします。本件に関して、ほかに質疑はございませんか？」

農地係長(沖迫)

今後の補充委員に係るスケジュールを説明する。公募期間・評価委員会の開催・議会承認事務等の兼ね合いから、新規委員が補充されるのは令和3年4月になることを説明する。

事務局長(渡邊)

「12月の議会に間に合わせようとすると、公募期間などに無理が生じ、ひいては全体的なスケジュールに影響してしまうことを避ける観点から、このようなスケジュールになっていることをご理解いただきたい。」

議長(会長 小暮和幸)

「本件に関して、ほかに質疑はございませんか？」

「質疑なし」の声あり

議長(会長 小暮和幸)

「質疑なしと認め、質疑を終了します。  
お諮りいたします。本件を可とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。」

挙手全員

議長(会長 小暮和幸)

「挙手全員であります。よって本件は可決されました。」

議長(会長 小暮和幸)

「次に、日程第3、第17号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出についてを上程します。

事務局に、朗読と説明を求めます。」

書記(小形)

第17号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出(愛宕地区 1件)についてを朗読し説明した。

議長(会長 小暮和幸)

「事務局の説明が終わりました。本件に関して、質疑はございませんか？」

委員(8番 伊藤忠男)

「担当地域の物件であるが、区画整理が終わった部分であると思われる。現状は宅地となっている模様である。」

農地係長(沖迫)

「すでに住宅用地であり、農地転用をしていなかったものであると思われる。」

議長(会長 小暮和幸)

「本件に関して、ほかに質疑はございませんか？」

「質疑なし」の声あり

議長(会長 小暮和幸)

「質疑なしと認め、質疑を終了します。

お諮りいたします。本件を報告のとおり承認することに、ご異議ございませんか。」

「異議なし」の声あり

議長(会長 小暮和幸)

「ご異議なしと認めます。よって、本件は報告のとおり承認することに決しました。」

議長(会長 小暮和幸)

「次に、日程第4、第18号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてを上程します。

事務局に、朗読と説明を求めます。」

書記(小形)

第18号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出(一ノ宮地区 1件)についてを朗読し説明した。

議長(会長 小暮和幸)

「事務局の説明が終わりました。本件に関して、質疑はございませんか？」

議長(会長 小暮和幸)

「都の公社が開発した区域であると思われる。水路の位置はそのままであるが、なぜこのような狭い土地がこのような形で残ってしまっているのかが不明である。」

農地係長(沖迫)

「当該土地は、隣接する譲受人の敷地拡張のために農地転用を行うものである。」

議長(会長 小暮和幸)

「本件に関して、ほかに質疑はございませんか？」

「質疑なし」の声あり

議長(会長 小暮和幸)

「質疑なしと認め、質疑を終了します。  
お諮りいたします。本件を報告のとおり承認することに、ご異議ございませんか。」

「異議なし」の声あり

議長(会長 小暮和幸)

「ご異議なしと認めます。よって、本件は報告のとおり承認することに決しました。」

議長(会長 小暮和幸)

「次に、日程第5、第19号報告 農地法第18条第6項の規定による解約通知についてを上程します。  
事務局に、朗読と説明を求めます。」

書記(小形)

第19号報告 農地法第18条第6項の規定による解約通知(乞田地区 1件)についてを朗読し説明した。

農地係長(沖迫)

第19号報告について、経緯・時系列などの補足説明を行った。

議長(会長 小暮和幸)

「事務局の説明が終わりました。本件に関して、質疑はございませんか？」

委員(8番 伊藤忠男)

「担当地域の物件であるが、かれこれ60年以上前の本家と分家の賃借関係である。」

委員(6番 大松誠二)

「6か月以内の通知による合意解約となっているが、解約日は契約書の中に記されているのか？」

農地係長(沖迫)

「合意解約書に記されている。」

委員(5番 新倉隆)

「確認であるが、当該土地は生産緑地であることに間違いはないか？」

農地係長(沖迫)

「生産緑地であることに間違いはない。」

委員(8番 伊藤忠男)

「農地が戻ったあとも農地としてやっていく意思があるのか？」

農地係長(沖迫)

「いまのところ農地を手放すといったことは聞いていない。」

委員(8番 伊藤忠男)

「現況を見たが、農地としては荒れている印象である。」

委員(5番 新倉隆)

「特定生産緑地として申請があるかどうかはわからない状況か？」

委員(8番 伊藤忠男)

「はっきりとしたことは聞いていない。」

職務代理人(3番 萩原重治)

「賃貸人本人が農業を続けているのか？」

委員(8番 伊藤忠男)

「本人は90歳を越えていると思われる。高齢のため、実際は息子さんが代わりに耕作している。土地をもてあまし気味で、今はちょっと荒れている印象である。」

議長(会長 小暮和幸)

「今は土地が還ってきている最中だから、荒れているとしてもやむを得ないのではないか。生産緑地という観点から、今後の耕作状況を見極めていく必要性はあろうかと思われる。」

委員(8番 伊藤忠男)

「今後行われる農地調査で、状況確認をしたいと思っている。」



議長(会長 小暮和幸)

「本件に関して、ほかに質疑はございませんか？」

「質疑なし」の声あり

議長(会長 小暮和幸)

「質疑なしと認め、質疑を終了します。

お諮りいたします。本件を報告のとおり承認することに、ご異議ございませんか。」

「異議なし」の声あり

議長(会長 小暮和幸)

「ご異議なしと認めます。よって、本件は報告のとおり承認することに決しました。」

議長(会長 小暮和幸)

「次に、日程第6、第20号報告 相続税納税猶予の継続届に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付についてを上程します。

事務局に、朗読と説明を求めます。」

書記(小形)

第20号報告 相続税納税猶予の継続届に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付(東寺方・和田地区 各1件)についてを朗読し説明した。

議長(会長 小暮和幸)

「事務局の説明が終わりました。本件に関して、質疑はございませんか？」

「質疑なし」の声あり

議長(会長 小暮和幸)

「質疑なしと認め、質疑を終了します。

お諮りいたします。本件を報告のとおり承認することに、ご異議ございませんか。」

「異議なし」の声あり

議長(会長 小暮和幸)

「ご異議なしと認めます。よって、本件は報告のとおり承認することに決しました。

以上をもって、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

よって、会議を閉じます。」